

事業名 (事業番号)		育児休業取得促進等助成金 (20-119)					
実施主体		都道府県労働局					
事業概要		育児休業の取得等を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して事業主が独自に経済的支援を行った場合に、その取組を助成					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	—	3,284,833	2,254,705	1,007,688	
目 標 と 評 価	目 標	—	—	本助成金を利用した労働者の継続就業率 90%以上	本助成金を利用した労働者の継続就業率 90%以上	本助成金を利用した労働者の継続就業率 90%以上	
	実 績	目 標 の達 成度 合い	—	—	達成 (実績 100%)	達成 (実績 97%)	—
		事 業 執 行 率	—	—	支給件数(百万円) 4% (141 百万円 /3,285 百万円)	支給金額(百万円) 22% (488 百万円 /2,255 百万円)	—
	評 価 結 果	—	—	B	B	—	

〈調査結果〉

1 事業執行率等 (項目 1 (1) -ア関係)

今回、調査した 5 労働局 (東京、石川、大阪、広島及び福岡) における平成 19 年度及び 20 年度の支給件数及び支給額は、下表のとおりとなっている。

表 1 支給件数及び支給額 (単位：件、千円)

区 分	平成 19 年度		20 年度		
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	
東京労働局	育児休業取得推進措置	2	133	237	45,108
	短時間勤務促進措置	9	1,446	46	4,475
石川労働局	育児休業取得推進措置	9	2,550	32	7,421
	短時間勤務促進措置	1	48	2	108
大阪労働局	育児休業取得推進措置	1	128	45	9,204
	短時間勤務促進措置	0	0	4	644
広島労働局	育児休業取得推進措置	15	3,257	42	10,061
	短時間勤務促進措置	1	153	0	0
福岡労働局	育児休業取得推進措置	12	1,863	32	5,955
	短時間勤務促進措置	0	0	3	56

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

平成 20 年度の支給件数は、一部を除きは前年度よりも増加しているが、支給申請は同一事業主からの場合が多く、その理由として、事業主が育児休業取得者等に対し、3 か月以上の期間にわたり経済的支援を行っていることが支給要件の 1 つであるため、申請する事業主が少ないのではないかと考えられる。

また、広島県内の事業主にヒアリング調査を実施した結果、当該事業主はグループ企業の傘下であり、本社の方針で育児休業中の経済的支援を行うことを決定していることから、本助成金を申請したものである。しかしながら、傘下にある他の事業主についても、本社の方針で同様に経済的支援を行っているものの、本助成金を承知しておらず、これから申請をしたいとの意向であった。

このように、育児休業期間中において経済的支援を行っている事業主においても本助成金の申請を行っていない例がみられることから、育児休業の取得等を積極的に促進する観点から、当該制度の周知徹底を図る必要がある。

2 類似事業（項目 1（1）－イ関係）

本事業と「育児・介護雇用安定等助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）（20-115）」、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」については、個々の要件があり、事業の趣旨、目的は異なるが、いずれも最終的には育児休業、短時間勤務制度のように、働く男女の勤務条件の改善を図るものである。また、当該事業の短時間勤務促進措置及び「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」は暫定措置であるため、他事業との統合を図ることにより、申請窓口の一元化を図り効率的な運営を行う余地がみられる。

（注）当該事業の短時間勤務促進措置は平成 21 年度までの暫定措置、「育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（20-127）」は平成 23 年度までの暫定措置である。

3 申請書類の簡素化（項目 1（2）－イ関係）

本助成金の支給申請の添付資料は、育児休業取得促進等助成金支給要領に基づき、i）労働協約（写）又は就業規則（写）、ii）賃金台帳（写）（6 か月以上）、iii）タイムカード（写）又は出勤簿（写）（6 か月以上）、iv）育児休業をする者に対して事業主が承認した通知書など、v）母子検討手帳の子の出生を証明できる当該部分の写し、vi）中小企業か否かの証明（通常は、登記事項証明書、あるいは資本及び労働者数を記載した資料や事業内容を記載した書類等）、vii）総勘定元帳その他の管轄労働局長が必要と認める書類となっている。

しかし、広島労働局では、上記 vi）の「中小企業か否かの証明」について、適用事業所台帳の被保険者数で確認しており、添付を求めていることから、他の労働局においても同様の措置が可能であると考えられる。

また、大阪労働局では、上記 vii）の「労働局長が必要と認める書類」として、労働者名簿（育児休業取得労働者に係るもの）、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）及び納付書・領収書（写）を独自に添付させているが、これらについては、以下のとおり、提出を求め

る理由に乏しい。

- ① 「労働者名簿」（対象被保険者に係るもの）については、対象被保険者が退職していないことを確認するためとしているが、対象被保険者の氏名及び雇用保険被保険者番号は支給申請書の記載事項であり、これらの記載内容に基づき、雇用保険の電算システムから「被保険者番号照会」を出力することで確認が可能である。
- ② 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」については、労働保険番号を確認するためとしているが、労働保険番号は支給申請書の記載事項であり、労働局において確認することが可能である。
- ③ 「納付書・領収書（写）」については、労働保険番号を確認するためとしているが、労働保険番号は支給申請書の記載事項であり、労働局において確認することが可能である（なお、当該資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」かいずれか一方の提出を求めることとしている）。

さらに、本助成金の支給要領において、支給対象被保険者が失業等給付から「育児休業基本給付金」（育児休業取得前の賃金額の50%相当額を支給）を受給している場合、賃金台帳や出勤簿等を添付することとされていないにもかかわらず、石川労働局では、支給申請書にこれらの書類を添付させている。

添付書類について、育児休業基本給付金の申請に係るものと、本助成金の申請に係るものとが重複しており、事業主から簡素化してほしいとの意見があるものの、石川労働局は「両者はまったくの別の手続であり、簡素化は困難である。また、安定所の助成金申請窓口を労働局へ集約化する予定であり、両者の申請手続窓口が異なることから、添付書類の簡素化は更に困難である」としており、本助成金の支給要領等の内容に反している。

4 評価の実施状況（項目3－ア関係）

厚生労働省が設定した事業目標である「本助成金を利用した労働者の継続就業率90%以上」について、調査した5労働局のうち、3労働局（東京、石川及び大阪）においては、厚生労働本省で集計、把握している、本省から指示がないなどを理由として把握していない。一方、他の2労働局（広島及び福岡）においては、「育児休業取得促進等助成金の雇用保険二事業目標設定に係る実績評価のための調査について」（平成20年10月1日付け各都道府県労働局職業対策課長あて厚生労働省職業安定局雇用開発課長補佐事務連絡）により把握しているなど、労働局によって事業目標の把握が区々となっており、統一が図られていない。